

別紙

諮問第982号

答 申

1 審査会の結論

「苦情処理票」及び「苦情申出に関する事実調査結果について」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が申し立てた苦情（令和〇年都公委第〇号）に関する苦情処理票及び事実調査結果報告書（〇〇警察署）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年5月12日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年10月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年10月4日に実施機関から理由説明書を收受し、同月30日（第175回第三部会）及び同年11月27日（第176回第三部会）に審議した。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以

下のように判断する。

ア 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号）に定められており、東京都公安委員会宛ての苦情があった場合、東京都公安委員会室では広報課長を経由して苦情処理票、苦情申出書等を取扱所属長に送付するものとされ、送付を受けた取扱所属長は、担当幹部を指揮して事実関係等を調査し、その結果を広報課長に回答することとされている。

イ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報は、「苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号公安委員会室－〇号、〇〇警察署、上段決裁欄が斜線で閉じられ、左上欄外に決裁欄があるもの）」及び「苦情処理票（令和〇年〇月〇日受理、受理番号公安委員会室－〇号、〇〇警察署、上段決裁欄が空欄のもの。「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。）」（以下、合わせて「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報について、「警察職員の氏名、印影及び年齢」は条例16条2号及び4号に該当し、「上記以外の非開示とした部分」として「苦情申出に関する事実調査結果について」の2頁目の8行目に記載された部分（以下「本件非開示情報」という。）は条例16条6号に該当するとして、当該各部分をそれぞれ非開示とした。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報に同人に対する偏見が疑われるために開示を希望する旨主張している。

実施機関は、本件非開示情報が事務処理に係る評価又は判断に関する情報であって、開示することにより、今後の実施機関における広聴等処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例16条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、実施機関の職員が苦情申出に関する事実調査に際して評価又は判断した内容が記載されていることが確認された。

本件非開示情報を開示することになると、実施機関の職員が、開示された場合の影響を懸念して、苦情申出に関する事実調査に係る報告に際して詳細な記載を躊躇することにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の実施機関における広聴処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 警察職員の氏名、印影及び年齢の非開示妥当性について

審査会が実施機関に確認したところ、非開示とされた警察職員の氏名、印影及び年齢については、管理職ではない警察職員の氏名等とのことであるから、条例16条2号本文に該当する。実施機関では、管理職である警察職員の氏名等は慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名等は慣行として公にしていないことから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、警察職員の氏名、印影及び年齢については、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ